

平成24年5月29日(火)

厚生労働省

長崎労働局職業安定部職業安定課

職業安定課長 谷村 雅博

課長補佐 中村 浩樹

TEL 095 - 801 - 0040

「平成24年度 長崎県雇用施策実施方針」(地方方針)を策定!!

厚生労働省長崎労働局(局長 中原 正裕)は、管内における雇用施策の基本方針となる「平成24年度 長崎県雇用施策実施方針」を策定した。

本方針については、長崎県をはじめとする関係機関と一体となった取組が重要であるとの認識の下、5月9日に長崎県知事の意見をお伺いした上で策定したものである。

今後、長崎労働局及び県内8か所のハローワーク(公共職業安定所)において、この方針に沿って、現下の厳しい雇用失業情勢に対処すべく、学卒者など若者の就職支援、障害者、高齢者の雇用対策、雇用機会の創出、訓練を通じた人材育成と就職支援等に、全力を挙げて取り組んでいくこととしている。

【平成24年度実施方針の主な概要】

厳しい雇用失業情勢に対応した的確な雇用施策の実施

産業振興等を通じた雇用創出と人材育成

長崎県が抱える課題に対応した雇用対策の推進

詳細については、別添「平成24年度長崎県雇用施策実施方針(地方方針)骨格」の主な具体的取り組みのとおり。

【主な新規事業】

離島・半島における就業支援の強化

・ハローワークが行う職業相談・紹介と長崎県が行う就職支援セミナーの一体的実施(平成24年2月から施行実施)

「ハローワーク in 新上五島町」「ハローワーク in 平戸市」に加え、「ハローワーク in 上対馬地域」を開始

長崎こども・女性・障害者支援センターにおいてハローワーク長崎の職業相談・支援をワンストップで実施

長時間労働の改善とワーク・ライフ・バランスの推進による労働環境の整備

・シンポジウムの開催等を通じ「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた県民意識の醸成

雇用対策法施行規則 (抄)
(昭和四十一年七月二十一日労働省令第二十三号)

(国と地方公共団体との連携)

第十三条 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針(以下この条において「雇用施策実施方針」という。)を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。

2 厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。

3 都道府県労働局長は、第一項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があつたときは、その要請に応じるように努めるものとする。